

いわきの縁を創造する

～ presented by souzoukuukan ～

Vol 3 いわき市障がい福祉課

「いわきの縁を創造する」第三弾は、日頃から深く関わらせていただいているいわき市障がい福祉課の遠藤課長にインタビューをさせていただきました。行政の後方支援があるからこそ私たちも精力的に活動することができ、官民が手を携えることによって、より良い障害福祉サービスを展開することができるといった実感がわきました。



遠藤課長（写真右）

永山主査（写真左）

Q1 いわき市障がい福祉課のご紹介をお願いします。

A 障がい福祉課の職員数は、課長、主幹、支援係 5 名（うち 3 名が嘱託職員であり、主幹が係長を兼務）、事業係 7 名、チャレンジ雇用職員 3 名、臨時職員 2 名の計 19 名となります。障がい福祉課では、障害者総合支援法等の法令等に基づいた障がい福祉制度に係る、福祉サービスの事務を主な担当業務としています。

Q2 私たちは障がいがある人の就労支援を行う施設となりますが、就労支援に関していわき市が力を入れていることや今後の展望などを教えてください。

A 毎年、就労施設で取り扱う商品を紹介する目的として、「はんどめいどいわき」という冊子を作成しています。作成後は全庁的に配布するとともに、ホームページに掲載して市民の皆様に向けた PR 活動も行っており、今後も継続的に実施していきたいと思います。また、昨年度施行となった優先調達法について、全庁的に障がい者施設からの積極的な調達がなされるよう度々周知活動を行っており、今後についても引き続き周知を図ってきたいと思っています。

Q3 平成 25 年度から障害者優先調達推進法が施行されるようになりました。それに関するいわき市のお取り組みを教えてください。

A Q2 の話と重複しますが、全庁的な周知ならびに協力要請を図っているところです。具体的な方法としては、毎週月曜日に行われている「福祉の店」の開店周知の際に、一緒にこの制度の周知活動を行っています。※「福祉の店」では、障がい者への理解促進や授産製品の販路拡大、並びに障がい者の社会参加の推進を図るため、市内の障がい者施設で作られた授産製品を、市役所（本庁舎）1 階で定期的に販売しています。

Q4 いわき市は就労支援部会や職親会など、官民一体となって、障がい者の就労支援を行う者同士の積極的な交流が行われているものと思います。その交流の先に望んでいることなどはありますか。

A それらは障がいがある方への理解を深めるとともに、情報交換によって見識を広めることができる貴重な場所であることから、今後も積極的に交流を図ってもらい、本市における障がい者福祉のより良い方向性を見出せる機会の場となることを望んでいます。

Q5 私たちのような障がい者福祉施設に期待していることを教えてください。

A 就労を希望される障がいのある方にとっては、利用している施設が大きな心の支えになる場所だと思います。利用者の皆様一人ひとりが、就労を通して働くことの喜び、楽しさを実感し、また、将来的な進路の方向性を見出し、成長できるような場所であり続けて欲しい、このようなことを期待しています。

貴重なお話を聞かせていただき有難うございました。今後とも、宜しくお願いいたします。

いわき市障がい福祉課

福島県いわき市平字梅本 21 番地

TEL.0246 (22) 7486 FAX.0246 (22) 3183

[＜ホームページはこちら＞](#)

(取材：関 茂樹)